

競 技 運 営 要 領

1 競技の進行

(1) 集合及び乗艇

- ア 開会式終了後、各校クルーは走水海上訓練場 1 階食堂にて本部進行班よりブリーフィングを受ける。
- イ 各校クルーは、点呼までに搭載物件を受領（走水海上訓練場 1 階食堂）し、食堂前にて点呼を受ける。（搭載物件及び名簿の確認）本部・進行班は、クルーの人数・氏名を名簿と整合する。
- ウ 点呼後、係留岸壁に移動し各艇に乗艇する。

(2) 曳航準備

- ア クルーは、曳航発進班の指示により、付紙第 1 「出港準備及び曳航準備作業」を実施する。
- イ 競技艇は、曳航発進班に対し通信設定を行う。
- ウ 艇長は、通信設定、出港準備及び曳航準備の完了を確認したならば、白旗（手旗）を直立とし、曳航発進班に「曳航準備よし。」を示す。
- エ 曳航発進班は、各艇からの「曳航準備よし。」（白旗直立）を確認した後、白旗をおろさせる。
- オ 曳航発進班は、曳航準備完了及び各艇との通信設定完了を確認後、「まもなく曳航を開始する。」と令し、各艇は了解したならば白旗を揚げる。
- カ 曳航発進班は、1 番艇との曳航索の固縛を確認後、「張力がかかる。」と令し、各艇は了解したならば白旗を揚げる。
- キ クルーは、低い姿勢をとり、曳航索の不時断裂等による負傷を防止する。
- ク 競技艇はトグルを確実に結索後、手を放し、低い姿勢を取る。このとき上半身を海面に乗り出すことなくトグルが曳航索の緩み等で脱落しないかをよく監視し、不具合が生じた場合は速やかに曳航発進班に通報する。
- ケ 曳航発進班は、安全を確認した後、「曳航開始。」を令し、曳航を開始する。
- コ 曳航中、各艇長は舵の中立を保ち（前方の艇の航跡に入る場合を除く）、曳航索に過大な荷重がかかることを防止する。
- サ クルーは低い姿勢を保ったまま防舷物を取り込む。

(3) 曳航

ア 曳航発進班は、海面状況等に注意しつつ、競技艇をスタートラインまで曳航する。スタートラインへの進入の際は「スタートラインに進入する。」と令する。

イ クルーは、曳航中低い姿勢を保ち、艇の動揺に備える。

ウ 艇長は、前方の艇の航跡を続行するように操舵する。

(4) 発進

ア 競技艇は、付紙第2「発進要領」に従い、とう漕を開始する。

イ 機動艇審判班及び陸上審判班は、付紙第2「発進要領」に従い、秒時計を発動させる。

(5) とう漕

ア 競技艇は、発進位置を起点として、競技海面長辺部とほぼ平行にとう漕する。この際、指定された回頭ブイ等を針路の参考にする。

イ 曳航発進班は、発進直後の明らかな失格等を認めた場合は、機動艇審判班へ通報し、次の曳航準備のため帰投する。

ウ 機動艇審判班は、発進直後からレースの監視を行い、失格等の有無を確認する。その後、コース中間点まで競技艇と併走し、規定違反の有無を監視する。競技艇(先頭艇)がコース中間点まで到達後、回頭ブイ附近に先回りする。

エ クルーザー審判班は、競技終了時まで競技艇(先頭艇)と併走し、規定違反の有無を監視する。

(6) 回頭

ア 競技艇は、指定された回頭ブイを、左回頭する。

イ 機動艇審判班は、回頭ブイの北西側に占位し、回頭中の規定違反の有無を監視する。全艇が回頭後、ゴールラインに向かう。

(7) レースの終了

ア ゴールラインは石柱と旗山崎の白色表示のトランジットとする。ゴールラインを通過する際は、クルーザー審判班と石柱の間を航過する。

イ クルーザー審判班は、注意及び警告の回数、失格判定を、陸上審判班は、着順及び秒時計測結果について、機動艇審判班に報告する。

ウ 機動艇審判班は、レース結果を集計して審判部長へ報告し、審判部長はそれを受けて順位を決定し、結果を競技艇及び進行班へ通報する。

(8) 異議申し立て

レースに関する異議申し立ては、レース終了後速やかに艇指揮が行い、審判部長が裁決する。異議のある艇は、ゴールライン通過後、赤旗を掲げて意志を表明する。異議がなければ白旗を掲げる。

(9) 帰投

ア 競技艇は、レース終了後、陸上審判班からの連絡を受けたならば速やかに入港し、事前に示された場所に係留する。

入港に際しては、出港する船舶を優先とし、要すれば港外で待機する。(入港時、事前に示された場所と違う係留場所を指示された場合は、それに従う。)

イ クルーは、係留後、曳航準備班による搭載物件の確認を受けた後、返納搭載物件(別紙第7第4項参照)を持って、退艇する。

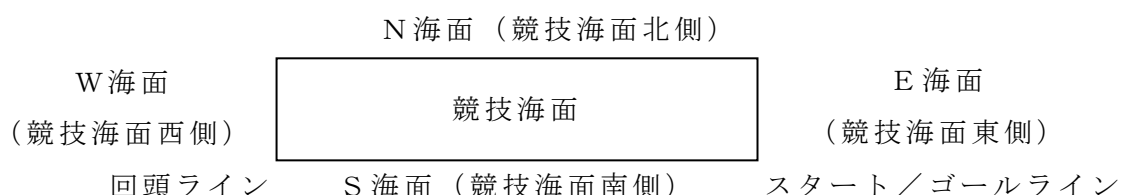
ウ クルーは退艇後、海技訓練教場1階講堂前に整列し、艇指揮は、人員器材の異状の有無を本部・進行班に報告する。

エ 本部・進行班は、人員確認を行うとともに、搭載物件を返納させ、確認する。

2 海面警戒要領

(1) 海面警戒

競技海面の周辺海域を以下のとおり分割する。



(2) 使用クルーザー等

警戒艇	隻数	担当海面
アカデミー12号	1	W
アカデミー13号	1	N(審判兼務)
作業船21号	1	E(審判兼務)
救難艇22号	1	S

(3) 細部要領

ア 海面警戒班班長(作業船21号)は、担当海面の警戒を実施するとともに他の警戒艇を統制する。

イ 海面警戒班は担当海面において、レースに影響があると認められる他の船舶に対し、競技を実施中であること、及び注意を喚起するとともに、要すれば競技に支障がないよう当該船舶を誘導する。競技開始前に、海面使用に支障がないことを確認後、運営部長に「海面よし」を報告する。

ウ 警戒に際しては、レースを妨害することのないように細心の注意を払う。

(4) 接遇班及び機動艇審判班との連携

海面警戒班長は、曳航班（兼発進審判班）及び機動艇審判班と通信設定し、必要に応じ情報交換を行う。

3 通信計画

付紙第3のとおり。



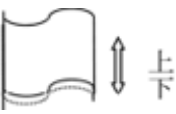

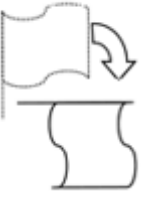
4 その他

その他必要事項は競技委員長、同補佐及び審判部長の協議の上、判断する。

出港準備及び曳航準備作業

- 1 前部に準備してある曳航索が、シャックルで艇首材に固定されているか確認した後、アイを艇首材にかけ、引き船に渡す。
- 2 後部の安全索（左右へのチェーン）を解き、道板を外した後、つり索のリングに曳航用小索をもやい結びとする。
- 3 曳航用小索の長さを、トグルの位置が舵の直後に来るように調整する。
- 4 トグルの脱落防止のため、トグル付小索を艇尾に結ぶ。
- 5 引かれ船からの曳航索を受け取り、トグルと曳航策を結索する。
- 6 もやいを爪竿に替え、艇を保持する。
- 7 かい座栓を閉めた後、左舷の防舷物を出す。艇員は漕手座、艇首座及び艇尾座から降り、姿勢を低くする。

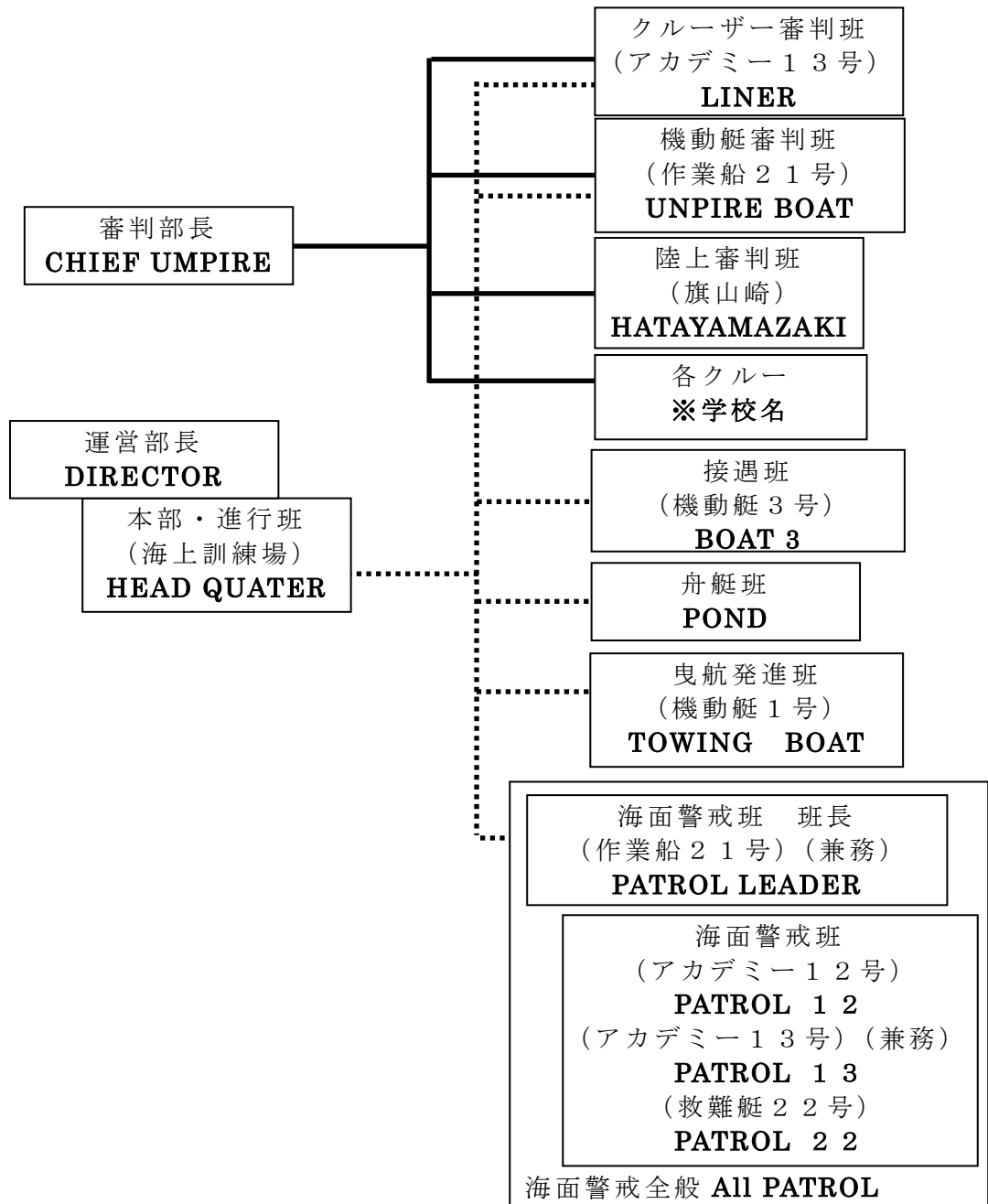
発進要領

曳航機動艇			競技艇の行動
号令（拡声器及び通信機）	B 旗（赤）	乗 員	
「放し方準備」	正横 	速力を調整しつつ、スタート位置へ航進する。	<ol style="list-style-type: none"> 艇指揮は「かい用意」、「かい備え」を令する。 各艇はトグルを外す用意をする。 艇長は舵を中立のまま保持する。
「1 分前」	直立 	速力を調整する。	<ol style="list-style-type: none"> 艇指揮は準備状況を確認の上、「準備よし」（白旗直立）を報告する。 機動艇から「白旗了解」を通報する。それまで、白旗は直立のままとする。
「用意」（30 秒前）		曳索を直ちに放せるようにして保持する。	<ol style="list-style-type: none"> 艇指揮は「用意」を下令する。 各艇は、曳索の取り込み準備をする。
「10 秒前」 「7 秒前」 「各索放せ」（6 秒前） 「5, 4, 3, 2, 1」	直立停止 	「各索放せ」の号令と同時に曳索を放す。	<ol style="list-style-type: none"> トグルを抜き、曳索を放す。 トグルが抜け、曳索が離れたことを確認し、「曳索よし」（白旗直立）を表示する。
「スタート」	振り降ろす。 		<ol style="list-style-type: none"> 各艇は「スタート」を確認後、舵を回頭方向に使用しつつ発進する。 各艇は発進しながら、曳索を取り込む。

注：「1 分前」以降、号令を取り消す場合は、白旗（手旗）を左右に振って各艇に合図する。

号令の取り消しを了解したら、各艇指揮は、白旗を直立させる。

通 信 計 画



1 ————— 審判部指揮系統 (150MHZ Ch:主 2Ch 補 1Ch)
 2 運営部指揮系統 (420MHz Ch:主 1Ch 補 2Ch)
 ※ 1 及び 2 使用不能時、携帯電話を使用する。

- 1 コールサイン表については属紙第1のとおり。
- 2 主要報告・通報要領の基準については属紙第2のとおり。
- 3 各クルーとの交話については海上自衛隊通話要領等の規定に拘らず、平易な用語を使用する。

コールサイン表

1 全般等

区分	ユニット		コールサイン		通信機保有数				
					150MHz	420MHz			
	全般		ALL STATION						
	大会会長		ADMIRAL						
	競技委員長		COMMANDER						
	競技委員長補佐		CONDUCTOR						
運営部	運営部長		DIRECTOR		1				
	本部進行班		HEAD QUATER						
	海面警戒班	全般		ALL PATROL					
		班長（作業船21号）		PATROL LEADER				(1)	1
		アカデミー12号		PATROL 12					1
		アカデミー13号		PATROL 13				(1)	1
		救難艇22号		PATROL 22					1
	接遇班（機動艇3号）		BOAT 3		装備品使用	1			
	舟艇班		POND		1	1			
	曳航発進班（機動艇1号）		TOWING BOAT		装備品使用	1			
審判部	審判部全般		ALL UMPIRE						
	審判部長		CHIEF UMPIRE						
	機動艇審判班（兼務） （作業艇21号）		UMPIRE BOAT		1	(1)			
	クルーザー審判班（兼務） （アカデミー13号）		LINER		1	(1)			
	陸上審判班		HATAYAMAZAKI		1	1			

※（）は兼務であるため搭載。

2 各クルー

学校名	コールサイン
大島海洋国際高校	学校名と同じ
東海大学	
東京海洋大学海洋工学部	
東京海洋大学品川水産	
日本大学	
防衛大学校	

主要報告・通報要領（基準）

主要報告・通報要領（基準）

運営部 HEADQUARTERS	審判部 CHIEF UMPIRE	その他
～第1レース開始前～		
	「了解」 ←	陸上審判班 「配置よし」
「了解」 ←		海面警戒班 「配置よし」
「了解」 ←	「審判部配置よし」	
「了解」 ←		曳航班 「第〇レース 曳航開始」
「了解」 ←		海面警戒班 「海面よし」
曳航発進班は「海面よし」を傍受、令なく スタートラインに進入、発進させる		曳航発進班 「放し方準備」 「1分前」 「用意」 「10秒前」 「7秒前」 「各索放せ」 「5、4、3、2、1」 「スタート」
「了解」 ←	「第〇回レース開始」	
～決勝レース終了後～		
	「了解」 ←	陸上審判班 「〇〇クルーゴール、 タイム等確認中」
	「了解」 ←	陸上審判班 「第〇レース結果、 第1着 第〇〇クルー 〇〇分〇〇秒・・・ ・・・失格なし」
「了解」 ←		
審判部各班で警告等が発した場合は、当該レース後速やかに報告		
「了解」 ←	「警告等なし、 第〇回レースの結果、 第1位 第〇〇クルー 、第2位・・・」 「第〇回レース終了」	
次のレースの曳航準備が完了したならば、適宜曳航を開始する		
	以下同様	

審判規定

1 集合及び乗艇

(1) 競技出場者

選手名簿によるものとし、出場者の変更は、審判部長がやむをえないと認めた場合を除き許可しない。選手名簿に記載されている漕手及び補欠の交代は自由とする。

(2) クルー編成

艇指揮、艇長、予備員各1名及び漕手12名（合計15名以内）とし、レースでの艇指揮、艇長、予備員及び漕手の兼務は認めない。欠員については、漕手のみ可とする。なお、艇員の性別は問わない。

(3) 競技艇搭載物件

オール	14本 (予備2本)	救命胴衣	2着
		舵柄	1本
つめ竿	艇首用：2本 艇尾用：1本	曳航索等	1組
		手旗	1組
あかくみ	1個	トランシーバー (150MHz) (420MHz)	各1台
旗竿	1本		
救命浮環	1個		

(4) 識別旗

出場艇は当該校の学章旗等の識別旗を艇尾旗竿に掲揚できるものとする。

2 レース

(1) スタート

ア 競技艇は、機動艇に曳航されてスタートラインを航走中、機動艇の航跡から故意に逸脱してはならない。

イ 審判部長が必要と認めた場合、再度曳航索をとり直し、スタートをやり直す。

(2) とう漕間

ア 競技中の障害及び艇の故障等は、各艇自らこれを忍ぶものとする。

イ 追い越し艇は、被追い越し艇を避けなければならない。また、追い越し艇は追い越しを終了した後も、被追い越し艇の針路を妨害してはならない。

ウ 保安のため速やかに是正を必要と認めた場合は「警告」を与える。

「警告」を受けた競技艇は、当該内容を了解したならば速やかに白旗を真上に掲げる（不明確である場合は、白旗を左右に大きく振りその旨を伝える。）。

エ 競技艇は、コース南側中央に設標した浮標（オレンジ色マークブイ）の北側を航過しなければならない。

（3）回 頭

ア 回頭は左回頭（反時計まわり）とし、回頭時にかい及び艇が回頭ブイに接触してはならない。

イ 回頭を先に開始した艇を優先艇とし、他艇は優先艇の進路を妨げてはならない。

（4）ゴール

ア ゴールライン上のクルーザー審判班と石柱との間を航過しなければならない。

イ 艇首がゴールラインに入った順序を以て順位とし審判する。

ウ 同着の場合は、追い込み艇の勝ちとする。追い込み艇の判定が困難な場合は、遅れて回頭を開始した艇を追い込み艇とする。以上の判定でも困難な場合は同着とし、次位を空位とする。

3 失 格

次の各項に該当する行為があったと審判部長が認めた場合は失格とする。ただし、本審判規定における失格とは当該レースのみに関するものであり、その成績は当該レースの最下位とみなす。

（1）「警告」に従わない場合

（2）スタート直前、機動艇の航跡から故意に逸脱した場合

（3）スタートの合図前に回頭または漕ぎ始めた場合

（4）競技中、故意に他艇の針路を妨害した場合

（5）他艇の針路上に進入して、他艇と接触し、またはオールの一部でも接触した場合

（6）他のコースの回頭ブイを回頭、あるいは回頭方向を間違えた場合

（7）回頭の際、回頭ブイにかい及び艇の一部を接触させた場合

（8）規定の搭載物件を搭載することなく競技に参加した場合

（9）コース南側に敷設した浮標（オレンジ色マークブイ）の南側を航過した場合

（10）出場選手名簿と出場選手が違っていた場合

- (11) 搭載物件を流出し、これを揚収することなく競技を続行した場合
ただし、とう漕中のオールが折損した場合、その一部を有している
場合は、流失と見なさない。
- (12) ゴールライン上のクルーザー審判班と石柱との間を航過しなかつた場合
- (13) その他、不正行為があったと審判部長が認めた場合
ただし、失格行為が不可抗力によるものと審判部長が認める場合は
この限りではない。

4 警告

- (1) 審判委員は、次の各号に該当する行為を認めた場合には、警告
(1件につき、40秒を加算)を行う。
 - ア 競技艇が注意に従わない場合
 - イ 保安のため速やかに是正を必要と認めた場合
- (2) 審判委員が警告を実施する際は、「(学校名) 警告・・・」と発する。

曳航開始以降において、警告を実施していることを認知させるために、機動艇のホーンを吹鳴した後、拡声器を使用する。

- (3) 警告を受けた艇は、当該内容を了解したならば、速やかに了解符
(白の手旗を真上に掲げる。)を、不明確である場合は、疑問符(白
の手旗を左右に大きく振る。)を審判委員に送る。

5 注意

- (1) 審判委員は、第3項の失格要件及び第4項の警告要件に至る可能性のある場合並びに保安のため必要と認めた場合には注意を行う。
- (2) 審判委員が注意を実施する際は、「(学校名) 注意・・・」と発する。

注意を受けた艇は、当該内容を了解したならば、速やかに了解符(白の手旗を真上に掲げる。)を、不明確である場合は、疑問符(白の手旗を左右に大きく振る。)を審判委員に送る。

6 異議申し立て

レースに関する異議申し立ては、レース終了後速やかに艇指揮が行

い、審判部長が裁決する。異議のある艇は、ゴールライン通過後、赤旗を掲げて意志を表明する。異議がなければ白旗を掲げる。